

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

- 北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱の一部改正【建築都市局計画部開発指導課】 2
- 令和元年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査【建設局用地部用地管理課】 3
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 4

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】 6

### ◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定（3件）【上下水道局下水道部施設課】 16

### ◇ 人事委員会

- 職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 19
- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 21
- 勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面の様式等の一部改正【行政委員会事務局調査課】 22
- 北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する提出書面の様式の一部改正【行政委員会事務局調査課】 23
- 不利益処分についての審査請求及び再審に関する提出書面の様式の一部改正【行政委員会事務局調査課】 24

北九州市告示第59号

北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月21日

北九州市長 北橋健治

北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱（昭和47年北九州市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「場合の利率」の次に「（第9条第1号ア及びイ並びに第15条第1号において「機構の利率」という。）」を加える。

第9条第1号を次のように改める。

（1） 融資の利率 0.35パーセントとする（保証会社に支払う保証料の算定に係る率を含む。）。ただし、次のア又はイに掲げる場合にあっては、それぞれア又はイに掲げる率とする。

ア 機構の利率が0.8パーセントを超える場合 機構の利率から0.45パーセントを減じた率（保証会社に支払う保証料の算定に係る率を含む。）

イ 機構の利率が0.35パーセント未満の場合 機構の利率と同一の率（保証会社に支払う保証料の算定に係る率を含む。）

第15条第1号中「機構が宅地防災工事資金の貸付けを行う場合」を「機構」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和元年6月21日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市宅地防災工事等資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以後の融資の申込みに係るものについて適用し、同日前になされた融資の申込みに係るものについては、なお従前の例による。

北九州市告示第60号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査を行うので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月21日

北九州市長 北橋健治

1 福岡県知事により令和元年度地籍調査事業計画が定められた年月日  
平成31年4月1日

2 調査を実施する者の名称  
北九州市

3 調査地域

|      |   |
|------|---|
| 小倉南区 | 大字沼、沼本町二丁目、沼本町三丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、葛原本町六丁目及び葛原元町一丁目の各一部 |
| 八幡西区 | 大字本城、本城一丁目、本城二丁目、本城三丁目及び本城四丁目の各一部並びに御開一丁目、御開二丁目及び御開三丁目  |

4 調査期間

令和元年6月21日から令和2年3月31日まで

北九州市告示第 6 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年 6 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

若松区第 3 9 区花野路自治区会

2 代表者の変更

| 変更前後の別 | 代表者の氏名 | 代表者の住所                    |
|--------|--------|---------------------------|
| 変更前    | 有吉 朋子  | 北九州市若松区花野路三丁目 1 2 番 1 6 号 |
| 変更後    | 米丸 恵美子 | 北九州市若松区花野路一丁目 2 3 番 1 4 号 |

3 変更年月日

平成 3 1 年 4 月 2 1 日

北九州市告示第 6 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和元年 6 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

金剛町内会

2 区域の変更

| 変更前後の別 | 区域  |
|--------|---|
| 変更前    | 北九州市八幡西区大字金剛 1 4 9 4 番地   |
| 変更後    | 北九州市八幡西区大字金剛 1 4 9 4 番地並びに大字馬場山 1 番地 1、1 番地 2、1 番地 3、1 4 番地 1 及び 1 4 番地 2 |

3 変更年月日

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

## 北九州市公告第104号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・8月分） 3万8,000リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和元年8月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

#### (5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万1,300リットル 令和元年7月頃

イ 3万2,800リットル 令和元年8月頃

ウ 3万5,100リットル 令和元年9月頃

エ 3万3,100リットル 令和元年10月頃

オ 2万9,600リットル 令和元年11月頃

カ 2万9,900リットル 令和元年12月頃

キ 2万5,100リットル 令和2年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日

#### (7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く

。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和元年7月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年7月16日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月23日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年7月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年7月23日午後2時10分

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
  - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
  - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

- (1) Product and Quantity  
Purchase of Gas oil  
Forecasted Quantity : 38,000L
- (2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , July 23, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , July 22, 2019

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第105号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油（8月分） 20キロリットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和元年8月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

#### (5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 32キロリットル 令和元年7月頃

イ 30キロリットル 令和元年8月頃

ウ 39キロリットル 令和元年9月頃

エ 35キロリットル 令和元年10月頃

オ 15キロリットル 令和元年11月頃

カ 48キロリットル 令和元年12月頃

キ 35キロリットル 令和2年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日

(7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 日時 公告の日から令和元年7月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年7月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年7月16日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月23日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年7月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年7月23日午後2時10分

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 20KL

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , July 23, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , July 22, 2019

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第27号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月21日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量  
新町浄化センター他2浄化センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局下水道部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月24日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州電力株式会社  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額  
1億7,313万9,668円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成31年3月29日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第28号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月21日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量  
片上ポンプ場他16ポンプ場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局下水道部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月24日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州電力株式会社  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額  
1億2,603万9,353円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成31年3月29日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第29号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月21日

北九州市上下水道局長 中西満信

- 1 特定役務の名称及び数量  
中川通ポンプ場他11ポンプ場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局下水道部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年5月24日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州電力株式会社  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額  
1億749万327円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成31年3月29日
- 8 落札方式  
最低価格による。

職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

北九州市人事委員会委員長 河原 一 雅

北九州市人事委員会規則第1号

職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の分限に関する規則の一部改正)

第1条 職員の分限に関する規則(昭和38年北九州市人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する規則(昭和38年北九州市人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 北九州市職員の給与に関する条例施行規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当に関する規則(昭和41年北九州市人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第5条 住居手当に関する規則(昭和46年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第6条 単身赴任手当に関する規則(平成2年北九州市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第7条 職員団体の登録等に関する規則(平成7年北九州市人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第8号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第8条 北九州市職員の退職管理に関する規則(平成28年北九州市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月21日

北九州市人事委員会委員長 河 原 一 雅

北九州市人事委員会規則第2号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（平成7年北九州市人事委員会規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市人事委員会告示第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面の様式等（平成6年北九州市人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月21日

北九州市人事委員会

第1号様式から第5号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

北九州市人事委員会告示第2号

北九州市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する提出書面の様式（平成14年北九州市人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月21日

北九州市人事委員会

第1号様式中「（第2条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号様式中「（第2条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 北九州市人事委員会告示第3号

不利益処分についての審査請求及び再審に関する提出書面の様式（平成28年北九州市人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月21日

北九州市人事委員会

第1号様式中「（第3条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号様式中「（第3条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号の2様式中「（第6条の2関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号の3様式中「（第6条の2関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3号様式中「（第7条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4号様式中「（第8条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第5号様式中「（第9条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第6号様式中「（第9条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7号様式中「（第9条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第8号様式中「（第18条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第9号様式中「（第22条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第10号様式中「（第23条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第11号様式中「（第24条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第12号様式中「（第25条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第13号様式中「（第29条関係）」を削り、「日本工業規格」を「日本産

業規格」に改める。

第14号様式中「(第35条関係)」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第15号様式中「(第35条関係)」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第16号様式中「(第38条関係)」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第17号様式中「(第40条関係)」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第18号様式中「(第44条関係)」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第19号様式中「(第57条関係)」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。